

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律

(平成一七年四月一日法律第二五号)

一、提案理由(平成一七年三月九日・衆議院厚生労働委員会)

尾辻国務大臣 ただいま議題となりました二法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府においては、平成十七年度予算編成の基本方針を閣議決定し、国と地方に関する三位一体の改革を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、真に住民に必要な行政サービスを地方がみずからの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国、地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることとしております。

また、昨年成立した年金制度改正法においては、基礎年金の国庫負担を三分の一から二分の一に引き上げることとし、これに向けて今年度につき平成十七年度においても、所要の税制上の措置を講じた上で、国庫負担を適切な水準へ引き上げるものとされたところであります。

この法律案は、かかる政府の方針等を受け、国民健康保険の国庫負担率の見直し、基礎年金に対する国庫負担の引き上げ、国庫補助金等の廃止及び交付金の創設等の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担を見直し、都道府県負担を導入することとしております。

第二は、基礎年金の給付に要する費用について、平成十七年度において、国庫は、現行の三分の一及び千分の十一に加え、各制度を通じて千百一億円を負担することとしております。

第三は、養護老人ホームへの入所措置等に要する費用、幼児の健康診査に要する費用等について国庫負担の対象外とすることとしております。

第四は、市町村または都道府県の創意工夫を生かした介護・福祉サービス基盤の整備や次世代育成支援対策に資する子育て支援事業、施設整備等の実施を支援するための交付金をそれぞれ創設することとしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十七年四月一日としております。

……………(略)……………

以上、二法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一七年三月二二日)

鴨下一郎君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、平成十七年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、第一に、国民健康保険の保険給付等に要する費用に対する国庫負担を見直し、都道府県負担を導入すること。

第二に、基礎年金の給付に要する費用について、平成十七年度において、国庫は、現行の負担に加え、各制度を通じて千百一億円を負担すること。

その他、国庫補助金等の廃止及び交付金の創設等を行うことであります。

本案は、去る二月二十二日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、三月九日に尾辻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日から質疑に入りました。十七日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、十八日に質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一七年三月三十一日）

岸宏一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、国と地方に関する三位一体の改革を推進する政府の方針等を踏まえ、国民健康保険の国庫負担率の見直し、基礎年金に対する国庫負担の引上げ、国庫補助金等の廃止及び交付金の創設等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、審査を行い、三位一体改革における本改正案の位置付け、医療制度改革前に国民健康保険法を改正する妥当性、都道府県財政調整交付金を導入する意義とその配分基準、補助金の廃止及び交付金化が与える影響、特別養護老人ホームにおける利用者負担の在り方等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、まず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して山本理事、日本共産党を代表して小池委員及び社会民主党・護憲連合を代表して福島委員

より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。討論を終局し、採決の結果、本法
律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。